

②土地差別調査事件

土地差別調査とは、不動産の取引や購入、賃貸、物色などにあたって、その物件と部落との関係を尋ねたり、調べたり、教えたりする行為である。

大阪府で、マンションなどの建設予定地周辺の立地条件を調査するマーケティングリサーチ会社が、部落の所在地などの情報を報告書としてまとめ、依頼主に提出していた。報告書にまとめるさい、「地域下位地域」「地域の名前だけで敬遠する人が多い」などの表現を用いて部落の所在を報告していた。

部落解放同盟中央本部は、現在のところ関与が明らかになった調査会社五社、差別表現が記載されながら漫然と受け取り続けた広告会社一三社、ディベロッパー一五社に対する確認作業を鋭意すすめて、ディベロッパー、広告会社、調査会社に対する糾弾会に取り組み、マンション建設に関する土地購入について、被差別部落を敬遠したり、避けたいとする忌避意識があったことをディベロッパー、広告会社、調査会社ともに認めた。

二〇一一年八月一日には、大手グループ会社のN社、子会社のディベロッパー、広告代理店の三社にたいする糾弾会を、二〇一二年二月一三日には、広告代理店E社糾弾会を大阪市内HRCビルでおこなった。広告代理店E社の社長は「誤ったクライアントのリクエストに従ってきた」同社の問題点などをあげるとともに、全社的に人権問題にとりくむ姿勢を強調した。二〇一二年二月一三日づけで同社から出された「土地差別事件」に関する報告書では、社内調査により、①二〇〇六～〇八年に提出した市場調査報告書のなかで部落の有無や位置を直接的に表現したものは年間一～七件、②不人気校区などの表現は年間四～一九件、③部落差別につながる表現は調査会社への外注が増えた一九九五年以降からあったが、とくに増加したのは二〇〇〇年以降、④クライアントから部落の情報を尋ねられ知っていれば答えていた、⑤「不適切な表現」を理解していた社員は調査対象の三〇%いた、などが明らかにされた。

大阪府では、土地差別調査を規制する全国初の条例が二〇一一年一〇月一日、施行された。これは「大阪府部落差別調査等規制等条例」を一部改正したもので、府内における土地取引で調査をおこなうさいに、部落の所在地を調べたり、知らせたりする行為などを規制の対象とするもの。土地差別調査事件をうけて、部落解放同盟大阪府連合会が大阪府知事との政策懇談会や府交渉などを通じて条例による規制を要望、一〇一一年三月府議会で現行条例の改正案として提案され可決した。改正条例は、規制の対象となる「土地調査等」について、府内の土地取引で事業者が営業のために調査、報告することと定義した。遵守事項として、調査・報告の対象となる土地やその周辺に部落があるかないかを調査、報告しないこと、部落の所在地の一覧表などを提供したり、その地域が部落であることを教えたりしないこと、の二点を定めている。また、これに違反した場合は、知事が勧告や事実の公表ができることと定めた。